各
 教
 育
 局
 長

 各
 道
 立
 高
 等
 学
 校
 長
 様

 北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について(通達)

北海道立高等学校教育課程編成基準(平成23年3月10日教育委員会決定)の一部を別記の とおり改正し、平成30年4月1日から施行しますので、取扱いに当たっては適切に行うよう にしてください。

> (学校教育局高校教育課普通教育指導グループ) 学校教育局高校教育課産業教育指導グループ)

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

(平成30年3月14日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準(平成23年3月10日教育委員会決定)の一部を次のように改正する。

別記 1 の 2 中(16) を(18) とし、(12) から(15) までを(14) から(17) までとし、(11) を(12) とし、その次に次のように加える。

(13) 建設システム科

建築及び土木の設計、施工、管理に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、 建設業及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育て る。

別記 1 の 2 中(10) を(11) とし、(2) から(9) までを(3) から(10) までとし、(1) の次に次のように加える。

(2) 機械電気システム科

機械、電気及び制御に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、機械及び電気 並びにこれらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育て る。

別記1の3中(13)を(14)とし、(6)から(12)までを(7)から(13)までとし、同3に次のように加える。

(15) 情報会計マネジメント科

主として情報及び会計に関する各分野についての知識と技術を習得させ、情報処理及び情報を活用した会計における経営資源の最適化に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

別記1の3の(5)の次に次のように加える。

(6) 流通マネジメント科

主として流通に関する分野についての知識と技術を習得させ、流通及び販売における 経営資源の最適化に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

附則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 構造文革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官 戸谷 一夫

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)

この度,平成30年文部科学省令第13号をもって,学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され,また,平成30年文部科学省告示第68号をもって,高等学校学習指導要領の全部を改正する告示(以下「新高等学校学習指導要領」という。)が公示されました。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(以下「答申」という。)を踏まえ、高等学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)、域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校に対して、本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお,本通知については,関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していま すので,御参照ください。

別途,国公私立大学長及び独立行政法人大学入試センター理事長に対し,大学入学者選抜について新高等学校学習指導要領の趣旨を踏まえ適切に実施されるよう,別添1のとお

記

1. 改正の概要

- (1) 高等学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方
 - ・ 教育基本法,学校教育法などを踏まえ,我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし,豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き,社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際,子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し,連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
 - ・ 知識及び技能の習得と思考力,判断力,表現力等の育成のバランスを重視する現 行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で,知識の理解の質をさらに高め, 確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

- ・ 新たに「前文」を設け、新高等学校学習指導要領を定めるに当たっての考え方を、 明確に示したこと。
- (2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ○「何ができるようになるか」を明確化
 - ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。また、特に高等学校教育においては、大学入学者選抜に向けた対策が動機付けとなり、小・中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちであることや、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないことが課題となっていることから、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要とされていること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容 や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け た授業改善を図ることしたこと。その際、特に、生徒が各教科・科目等の特質に応

じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、 情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考 えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質 に応じて図ることが重要であること。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

(4) 教科・科目構成の見直し

・ 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、別添2のとおり教科・ 科目の構成を改善したこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

- ① 言語能力の確実な育成
 - ・ 科目の特性に応じた語彙の確実な習得,主張と論拠の関係や推論の仕方など,情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成を図ることとしたこと。
 - 学習の基盤としての各教科等における言語活動を充実したこと。

② 理数教育の充実

- ・ 理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動を充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実したこと。
- ・ 将来,学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し,新たな探究的科目として,「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設したこと。

③ 伝統や文化に関する教育の充実

- 我が国の言語文化に対する理解を深める学習を充実させたこと。
- ・ 政治や経済,社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色,我が国の先人 の取組や知恵,武道に関する内容の充実,和食,和服及び和室など,日本の伝統的

な生活文化の継承・創造に関する内容を充実したこと。

④ 道徳教育の充実

- ・ 各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全て の教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定したこと。
- ・ 道徳教育の展開に当たっては、公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することを明記したこと。

⑤ 外国語教育の充実

- ・ 複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やりとり・発表]」「書くこと」の力を総合的に育成するための科目(「英語コミュニケーション I 、 Π 、 Π 」)や発信力の強化に特化した科目(「論理・表現 I 、 Π 、 Π 」)を新設したこと。
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視して、外国語能力の向上を図る目標を設定 し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力の着実な 育成を図ることとしたこと。

⑥ 情報教育の充実

- ・ 情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報 I 」を新設することにより、 プログラミング、ネットワーク(情報セキュリティを含む。)やデータベース(データ活用)の基礎等の内容を必修としたこと。また、データサイエンス等に関する 内容を充実したこと。
- ・ 各教科におけるコンピュータ等を活用した学習活動を充実したこと。

⑦ 職業教育の充実

- ・ 就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成、職業人に求められる倫理観 に関する指導を充実したこと。
- ・ 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の 視点から各教科の教育内容を改善したこと。
- ・ 産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」、「観光ビジネス」、「総合 調理実習」、「情報セキュリティ」、「メディアとサービス」の科目を新設したこと。

(6) その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、中学校との円滑な接続や、高等 学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記したこと。
- 生徒一人一人の発達を支える観点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア 教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒への教育課程について定めたこ と。
- ・ 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、 社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。
- ・ 障害のある生徒に対する通級による指導における個別の指導計画等の全員作成や

単位修得の認定の際の配慮事項、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工 夫について定めたこと。

(7) 施行及び適用の時期

・ 新高等学校学習指導要領は、平成34年4月1日に施行する。ただし、同日以降 高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学 した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒に係る教育課程 により履修するものを除く。))に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用す ること。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間における現行の高等学校学習 指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)の必要な特例については、追ってこれ を告示し、別途通知する予定であること。

(2) 新高等学校学習指導要領の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新高等学校学習指導要領の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教師の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教師一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行されている教育公務員特例法等の改正を踏まえ、教員養成・採用・研修を一体として、教師の資質・能力の向上を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実や指導体制、学校施設・設備、ICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

(3) 新高等学校学習指導要領の周知・徹底

新高等学校学習指導要領の理念を各学校において実現するためには、各学校の教職員が新高等学校学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。また、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜の一体的改革の実施の中で実施する改訂であり、高等学校関係者のみならず大学関係者をはじめ多くの者にその周知を図ることも大切である。このため、文部科学省としては平成30年度に集中的に新高等学校学習指導要領に関する説明会を開催するとともに、一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新高等学校学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ると共に、例えば、地域の教員養成大学と意見交換を行う際に、その概要を共有するなど、各教育委員会等の実態に応じて高等教育関係者への情報共有や周知の取組を工夫されたいこ

と。

また,新高等学校学習指導要領は大綱的な基準であることから,その記述の意味や解釈などの詳細については,文部科学省が作成・公表する新高等学校学習指導要領解説において説明することを予定している。このため,新高等学校学習指導要領解説を活用して,教職員が新高等学校学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(4) 家庭・地域との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の企業や団体等の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/new-cs/

本件担当:

文部科学省 電話:03 (5253) 4111 (代表)

(下記以外)

初等中等教育局 教育課程課(内線2562)

(外国語関係)

初等中等教育局 国際教育課(内線3785)

(保健体育関係)

スポーツ庁 政策課 (内線2674)

(情報教育関係)

生涯学習政策局 情報教育課(内線2664)

(職業教育関係)

初等中等教育局 児童生徒課 (内線2904)

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数 [改 訂 案] [現 行]

教科	科目	標準 単位数	必履修 科目	教科	科目	標準 単位数	必履修 科目
国語	現代の国語 言語文化 <u>論理国語</u> 文学国語 国語表現 古典探究	字位数 2 2 4 4 4 4	O O	国語	国語総合 国語表現 現代文A 現代文B 古典A 古典B	4 3 2 4 2 4	○ 2単並で減可
地理歷史	地 <u>理総合</u> 地 <u>理探究</u> 歴史総合 日本史探究 世界史探究	2 3 2 3 3	0 0	地理歷史	世界史 A 世界史 B 日本史 A 日本里 B 地理 A 地理 B	2 4 2 4 2 4	0
公民	<u>公共</u> <u>倫理</u> 政治・経済	2 2 2	0	公民	現代社会 倫理 政治・経済	2 2 2	「現代社会」又は 「倫理」・「政治・経 済
数学	数学 I 数学Ⅲ 数学A 数学B 数学C	3 4 3 2 2 2	○2単述で 「 の で の の の の の の の の の の の の の の の	数学	数学 I 数学 II 数学 II 数学 A 数学 B 数学活用	3 4 5 2 2 2	○ 2単立まで劇可
理科	科学と人間生活 物理基礎 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学	2 4 2 4 2 4 2 4	────────────────────────────────────	理科	科学基礎 物理 化学学基礎 化学学基礎 生物 生物 地学 地学 理科 課題 研究	2 4 2 4 2 4 2 4 2 4	────────────────────────────────────
保健 体育	体育 保健	7~8 2	00	保健 体育	体育 保健	7~8 2	00
芸術	音音音美美美工工工書書書 楽楽楽術術術芸芸芸道道 1 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	0	芸術	音音音美美美工工工書書書業業条条術術術芸芸芸道道道道工工工書書道道工工工書書道道工工工書書書	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	0
外国語	英語コミュニケーション I 英語コミュニケーション II 英語コミュニケーション II 論理・表現 I 論理・表現 II 論理・表現 II	3 4 4 2 2 2	○ 2単述で減可	外国語	コミュニケーション英語基礎 コミュニケーション英語 I コミュニケーション英語 II コミュニケーション英語 II 英語表現 I 英語表現 I 英語会話	2 3 4 4 2 4 2	○ 2単立まで減可
家庭	家庭基礎 家庭総合	2 4	ユ。	家庭	家庭基礎 家庭総合 生活デザイン	2 4 4	<u></u> - 0
情報	<u>情報Ⅰ</u> 情報Ⅱ	2 2	0	情報	社会と情報 情報の科学	2 2	丁。
<u>理数</u>	理数探究基礎 理数探究	1 2~5					
総合的な	探究の時間	3 ~ 6	〇2単誌で劇	総合	合的な学習の時間	3 ~ 6	〇 2単址で減可

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学長 附属学校を置く各公立大学長 構造資料別図域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官 戸 谷 一 夫

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに 移行期間中における学習指導等について(通知)

現行の高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)(以下「現行高等学校学習指導要領」という。)から平成30年3月30日に公示された新しい高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)(以下「新高等学校学習指導要領」という。)に移行するために必要な措置(以下「移行措置」という。)について、平成30年8月31日をもって関係の文部科学省令及び文部科学省告示が別添のとおり公布・公示されました。

まず、平成30年8月31日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第28号)により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第13号)の附則に移行措置に関する規定が追加されました。また、同日に公示された平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件(平成30年文部科学省告示第172号)(以下「特例告示」という。)により、高等学校及び中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。)にあっては平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間(以下「移行期間」という。)における学習指導要領の特例が定められました。

ついては、移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

また,各都道府県教育委員会におかれては,所管の高等学校等及び域内の高等学校等を 所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して,各指定都市教 育委員会におかれては,所管の高等学校等に対して,各都道府県知事及び構造改革特別区 域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれて は,所轄の高等学校等及び学校法人等に対して,附属学校を置く国公立大学法人学長にお かれては、その管下の高等学校等に対して、このことを十分周知されるようお願いします。 なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していま すので、御参照ください。

記

1 総則

高等学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等学校学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

2 各教科等ごとの特例の概要等

- (1) 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領によることとしたこと。
- (2) 特別活動については、新高等学校学習指導要領によることとしたこと。
- (3) 地理歴史及び公民については、新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用することとしたこと。
- (4) 家庭については、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組 みに関する規定の事項を加えて指導することとしたこと。
- (5) 保健体育,芸術,福祉,体育,音楽及び美術については,全部又は一部について 新高等学校学習指導要領によることができることとしたこと。その際,学校教育法 施行規則に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

3 移行措置の適用対象

移行措置は、上記2(1)に示す総合的な探究の時間に関する特例及び2(4)に示す家庭に関する特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

上記2(1)に示す総合的な探究の時間に関する特例については、平成31年4月1日 以降に高等学校等に入学した生徒について適用すること。また、上記2(4)に示す家 庭に関する特例については、平成30年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒につい て適用すること。

4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3までにより新高等学校学習指導要領を 踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

- (1)特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。 特に,移行期間中に新高等学校学習指導要領の規定を適用することとされている 内容については,新高等学校学習指導要領の規定により,適切な指導が行われるようにすること。
- (2)移行期間中に新高等学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新高等学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (3)移行期間中に現行高等学校学習指導要領によることとされている教科についても,

新高等学校学習指導要領の規定の内容を加えて指導を行うことはできること。その際、教科及び科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重になったりすることのないようにするものとすること。

- (4) 各学科に共通する教科「理数」(以下「理数」という。) については移行措置を定めていないが、現行高等学校学習指導要領の下においても総合的な学習の時間の目標や内容に従い、数学的な手法や科学的な手法を用いて探究的な学習を行っている事例もあることから、平成34(2022)年度以降に理数に属する科目を開設し、総合的な探究の時間と代替することを検討している場合には、移行期間中の総合的な探究の時間の指導に当たり、数学的な手法や科学的な手法などを用いて探究を行うこともできること。
- (5)家庭については、本年6月の民法改正により、平成34(2022)年度から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、平成30年度以降に高等学校等に入学する生徒に対して消費者教育の充実を図る必要があることから特例を設けているものである。上記の趣旨を踏まえ、平成30年度に高等学校等に入学する生徒に対して、移行期間が開始する前に家庭の指導を行う場合においても、消費者教育の充実が十分に図られるよう配慮すること。
- (6)福祉については、平成34(2022)年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮すること。
- 5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については,移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め,現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき, 学習評価を行うこと。

「参考」文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/new-cs/1383986.htm

(ホーム>教育>小・中・高等学校>学習指導要領「生きる力」>新学習指導要領(本文、解説、資料等))

本件担当:

文部科学省 電話:03 (5253) 4111 (代表)

(下記以外)

初等中等教育局 教育課程課(内線2562)

(保健体育関係)

スポーツ庁 政策課

(内線2674)

(職業教育関係)

初等中等教育局 児童生徒課(内線2904)

高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

1. 移行期間における基本方針

新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間(平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間)においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

(1)総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

(2)各教科等

- ①総合的な探究の時間及び特別活動
 - ・総合的な探究の時間
 - → 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要 領による。
 - 特別活動
 - → 新高等学校学習指導要領による。
- ②指導内容の変更などにより特例を定める教科
 - 地理歴史、公民
 - → 新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
 - 家庭
 - → 新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加 えて指導する。
- ③新高等学校学習指導要領によることができることとする教科
 - 保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術
 - → 新高等学校学習指導要領によることができる。
 - ※ 福祉には、科目「福祉情報」を加える。

(注) 特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。 ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、 家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。